

障害福祉計画・障害児福祉計画の概要

厚生労働省HP参照

障害福祉計画・障害児福祉計画について

基本指針について

- ・基本指針は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第87条第1項及び児童福祉法第33条の19の規定に基づき、障害福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的として、作成されるもの。(平成18年6月26日告示)・【最終改正 平成二十九年厚生労働省告示第百十六号】
- ・障害福祉計画・障害児福祉計画は、この基本指針に即して市町村・都道府県が作成する。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条

市町村障害福祉計画において定めるものとする

- ・ 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- ・ 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項 等

児童福祉法第33条の20

市町村障害児福祉計画において定めるものとする

- ・ 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- ・ 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量 等

計画期間について

18年～20年度	21年～23年度	24年～26年度	27年～29年度	30年～32年度
第1期障害福祉計画期間	第2期障害福祉計画期間	第3期障害福祉計画期間	第4期障害福祉計画期間	第5期障害福祉計画期間
				第1期障害児福祉計画期間

第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画について

障害福祉計画・障害児福祉計画の基本的理念

1. 障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
2. 市町村を基本とした身近な実施主体と障害種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施等
3. 入所等から地域生活移行への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
4. 地域共生社会の実現に向けた取組
5. 障害児の健やかな育成のための発達支援

障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的な考え方

1. 全国で必要とされる訪問系サービスの保障
2. 希望する障害者等への日中活動系サービスの保障
3. グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備
4. 福祉施設から一般就労への移行等の推進

障害福祉計画・障害児福祉計画が目指す目的

障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等に係る平成32年度末の数値目標を設定するとともに、障害福祉サービス等（障害福祉サービス、相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業）及び障害児通所支援等（障害児通所支援及び障害児入所支援並びに障害児相談支援）を提供するための体制の確保が計画的に図られるようにすることを目的とする。